

# 特定建設作業実施の届出について

この届出書は、杉並区公式ホームページの申請書配信サービスから、取り出すことができます。  
(<http://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/kankyo/kougai/1006120.html>)

## ※ 届出者

特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする元請業者

## ※ 届出先

杉並区環境部環境課公害対策係

住所：杉並区阿佐谷南1丁目15番1号 杉並区役所西棟7階

電話： 03-3312-2111(大代表) 内線3708・3709・3713

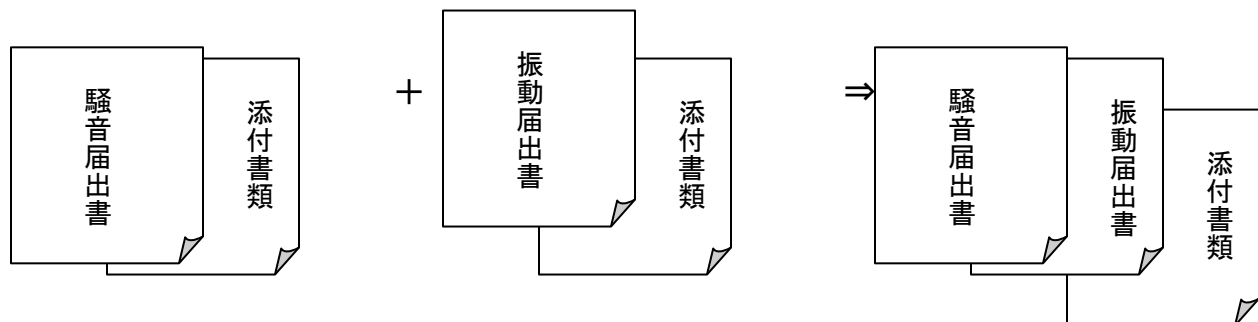
## ※ 届出期限

- ・ 特定建設作業開始の **7日前**まで
- ・ 作業の開始日は算入しないので、作業開始日－8日間＝提出日となります。
- ・ 提出期限最終日が土、日曜日 祝日、年末年始（12月29日～1月3日）と重なる時は前日

## ※ 提出書類

1. 特定建設作業実施届出書（正・副2部）
2. 添付書類
  - (1) 工事工程表（工事全体の概要を示した工程表）
  - (2) 付近の見取図
  - (3) 道路交通法による道路使用許可条件により、作業時間などが適用除外となる場合は、それを証明する書類(例：道路使用許可証)

※ 騒音、振動規制法の対象となる作業(ブレーカーを使用する作業など)を行う場合、振動に関する届出書に添付すべき書類を省略しても差し支えありません。



※届出受理後、「特定建設作業実施届出済表」をお渡ししますので、所定の事項を記入の上、建設工事現場の目につきやすい場所に掲示してください。

## 【届出が必要な建設作業】

種類 内容	騒音規制法	振動規制法
くい打設作業	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。 )又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
びょう打等作業	びょう打機を使用する作業	不要
破砕作業	さく岩機を使用する作業(※2)	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(※2)
掘削作業	バックホウ(原動機の定格出力が80kW以上)、トラクターショベル(原動機の定格出力が70kW以上)、ブルドーザー(原動機の定格出力が40kW以上)を使用する作業(低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く。) (※1)	不要
空気圧縮機を使用する作業	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	不要
コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	不要
建物等の解体・破壊作業	不要	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
		舗装版破砕機を使用する作業(※2)

(注)

※1 低騒音型建設機械は国土交通省ホームページ

([http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html)) に掲載しています。

※2 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

**以下の事項に十分注意して工事を行ってください。**

**① 周辺住民に対して**

- 工事着工前に作業内容や作業時間などを十分に説明しましょう。
- 工事途中でも、大きな騒音・振動が予想される作業の場合には、事前に周辺への説明を行ってください。
- 苦情受付窓口を設置し(現場責任者でも可)、住民の声を聞きましょう。
- 苦情が発生したら、誠意を持って対処しましょう(測定が必要な場合には、区でも相談を受け付けます)。

**② 公害防止のために**

**■ 騒音・振動防止**

- 工事の規模、現場状況に合った機器類を選択し、低騒音・低振動型機種を積極的に導入しましょう。
- 現場周囲を防音効果のあるパネルやシートで囲み、周辺への影響を抑えましょう(ほこり対策にもにも効果があります)。
- 工事車両の出入り、駐車などに十分に注意しましょう。

**■ 作業日・作業時間帯**

- 日曜や祝日の作業は禁止されています。
- やむを得ず休日等に作業をする場合は、必要な許可等を受けるとともに、必ず事前に、周辺に説明、了解を取りましょう。
- 早朝や深夜などの作業は、騒音規制法・振動規制法・都環境確保条例の作業時間を守りましょう。
- 作業日や時間帯について周辺住民と約束があれば、必ず守りましょう。

**■ 現場作業員の指導徹底**

- せっかく低騒音型重機を導入しても、乱暴な操作では効果がありません。
- 鉄パイプの投げ下ろしなどの苦情もあります。建築資材の取り扱いは大変に行いましょう。
- 現場での話し声、ラジオの音量など周囲への影響を考えて注意しましょう。

**③ 解体工事は**

既存建物などの解体工事は、周辺から最も苦情の多い作業です。大型の破碎機械による作業は著しい騒音・振動が発生します。「必要な作業だから仕方がない」ではなく、いかに周辺への影響を減らせるかを考えて作業しましょう。

**■ 具体的には**

- 重機類の操作をていねいに
- 鉄筋はガスバーナーで切断を
- 複数のブレーカーの同時稼働をなるべく避ける
- ほこり対策に十分な散水を・・・などですが、現場でのちょっとした配慮も大きな効果があります。

**事前説明や防音パネルなどの対策を講じてください。**